

過去の投稿

【令和2年5月21日 更新】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、帰国が困難な留学生及び技能実習生等の中長期在留者に対して在留資格「短期滞在」等の3月以下の在留期間を決定してきたところ、依然として帰国便等の状況の改善が見通せない現下の状況を踏まえ、適切な在留管理及び窓口混雑の緩和を図る観点から、決定する在留資格や在留期間を一部見直し、これらの外国人を中長期在留者として取り扱うなどの措置を講じることとなったそうです。

●「新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者及び元中長期在留者からの在留諸申請の取扱いについて」

<http://www.moj.go.jp/content/001320105.pdf>

また、現在行っている申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について、7月に在留期間満了日を迎える外国人も対象とすることとなったそうです。

●「申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について」

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

在留資格に係るオンライン申請の対象拡大に関しましても、リーフレットが公開されておりますので、各自ご活用ください。

●在留申請手続のオンライン化 リーフレット

http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/pdf/poster_leaflet.pdf

【令和2年4月28日 更新】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢により、申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について、既に講じている申請受付期間の延長に加え、申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長を行うこととなったそうです。

●申請受付期間及び申請に係る審査結果の受領（在留カードの交付等）期間の延長について

<http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

詳しくは、上記の URL 先及び法務省ホームページをご確認ください。

【令和 2 年 4 月 24 日 更新】

東京出入国在留管理局における郵送による在留カードの交付について、同局で配布しております案内書を掲載いたします。

(法務省のホームページに掲載されました、令和 2 年 4 月 1 6 日付け出入国在留管理庁の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う郵送による在留カードの交付について」の案内に対する、東京出入国在留管理局の実施案内です。)内容をよくご確認のうえ手続きください。

※案内書は下記 URL 先よりダウンロードください。

(ダウンロード期限：2020 年 6 月 27 日)

<https://6.gigafile.nu/0627-d69cf4ea33c4194e93efa7f13ace7729d>

【令和 2 年 4 月 20 日 更新】

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、法務省ホームページが更新されました。

詳細については、下記 URL 先をご確認ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

【令和 2 年 4 月 16 日 更新】

先日来ご案内の郵送による在留カードの受領について、法務省ホームページが更新されました。

以下の場合に郵送によることが可能です。

1. 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を自ら取り次ぎ、郵送による受領が可能である旨が記載された通知書を受けた場合。

2. 本人又は他の取次者等が行った申請について、在留カードの受領の取次を本人から依頼された場合。(この場合本人からの「依頼書」の提出が必要です)

3. 前記1. もしくは2. の場合で、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国が出来ない本邦外にいる本人から代理受領の依頼を受けた場合。(この場合本人からの「委任状(ファックス等でも可)」が必要です)

郵送の方法、必要書類、様式、郵送先等については以下のページにてご確認ください。

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

【令和2年4月9日 更新】

郵送による在留カードの交付について、昨日入管庁より、以下のお知らせがありましたので、ご注意ください。

- 各地方局・支局における郵送による在留カードの交付については、各地方局・支局の準備ができ次第、適宜開始にすることとなっており、現在早急に体制を整えていますので、必要書類等の送付はしばらくお待ちください。
- 準備ができた場合、結果をお知らせする旨のはがきに郵送での交付も可能である旨記載しますのでそのはがきを確認次第、必要書類等を送付してください。
※既に送付されました場合については、返送等することなく、各地方局・支局で一時保管してもらうよう通知しているところです。
- 行政書士等が申請を取り次いだ件についてはもちろん、窓口交付の際と同様に本人等が申請したものについての郵送受領も可能です。ただし、従来から窓口で求められている「依頼書」を併せて送付する必要があります。

【令和2年4月8日 更新】

「帰国困難者及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い」について、4月3日付で、以下のとおり新規追加されました。

<追加内容>

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とする。

この場合、申請を取り次いだ行政書士等が代理受領する場合でも委任状が必要なようですのでご注意ください。

なお、委任状については海外にいる本人からファックスやメール添付の方法により送られたもので差し支えないそうです。

また、郵送による代理受領も可能とのことですが、(委任状が必要になります。)

【令和2年4月7日 更新】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響に伴い、有効な届出済証明書を有している行政書士については、郵送による在留カードの交付を認めることとなったそうです。

他方、出張所の案件については、基本的に対象外となっていますので、ご注意ください。

【令和2年4月3日 更新】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和策として、3月、4月、5月又は6月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から3か月後まで受け付けることとなったそうです。

また、継続就職活動中又は内定待機中の方の在留期間の更新に係る対応についても、法務省ホームページに掲載がされています。

【令和2年3月17日 更新】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本年3月中に在留期限の満了日等を迎える外国人からの在留申請については、在留期間満了日から1か月後まで申請を受け付けることとされていましたが、同感染症に係る諸情勢に鑑みて、本年

4月に在留期限の満了日等を迎える方も、同様に対象とすることとなったそうです。

【令和2年3月10日 更新】

新型コロナウイルス感染症の影響により有効期間を経過した在留資格認定証明書の取扱いについて法務省のホームページが更新されました。

【令和2年3月2日 更新】

法務省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策や帰国困難者の取扱いについて、掲載がされました。